

ひとりで悩まないで相談しましょう

職場のトラブルでお困りの方、**無料**で相談できます！

労働相談会

解雇され
ちゃった...



給料が
減らされた...



パワハラ
つらい...



○日時

第1回 10月7日(水) 14:00 ▶ 17:00

第2回 10月15日(木) 17:00 ▶ 19:00

第3回 10月30日(金) 14:00 ▶ 17:00

○会場

県庁23階

茨城県労働委員会事務局

(水戸市笠原町978番6)

経験豊富な
労働委員会委員が
相談に応じます。

秘密厳守

相談無料



- 対象 象:県内事業所の労働者または使用者
- 定員:16名
- 相談方法:面談または電話
- 申込方法:前日までに電話で申し込み (事前予約制)
- 申込受付:9月1日(火)から

申込・問合せ

茨城県労働委員会事務局 水戸市笠原町978番6



029-301-5563

受付時間 9:00~17:00(土日祝日を除く)



—10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です—

令和8年度

【 ～例えば、こんな経験をしていませんか？～ 】

<労働者個人から>

- ◆ 職場の先輩から**パワハラ・嫌がらせ**を受けた。上司に相談したが、十分な対応をしてくれない。
- ◆ 仕事でミスをしたことを理由に**突然解雇**された。解雇理由に身に覚えがない。解雇に納得がいかない。

解雇

パワハラ

配転命令

<使用者(会社)から>

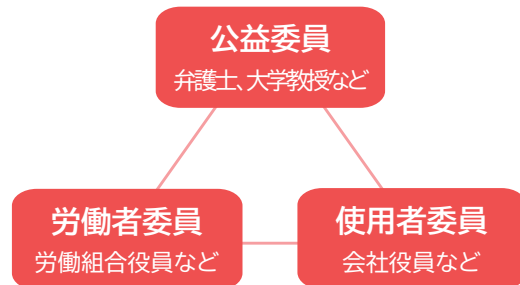
- ◆ 社員に**配転命令**をしたが、理由なく拒否された。
- ◆ 経営不振で**労働条件を変更**したいが社員との話し合いがうまくいかない。

労使間の話し合いが行き詰まってしまった…そのような時には…

茨城県労働委員会の「**あっせん**」制度をご利用ください

労働委員会とは

労働者と使用者との間の労働トラブルを解決するための県の機関です。
公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員で構成されています。



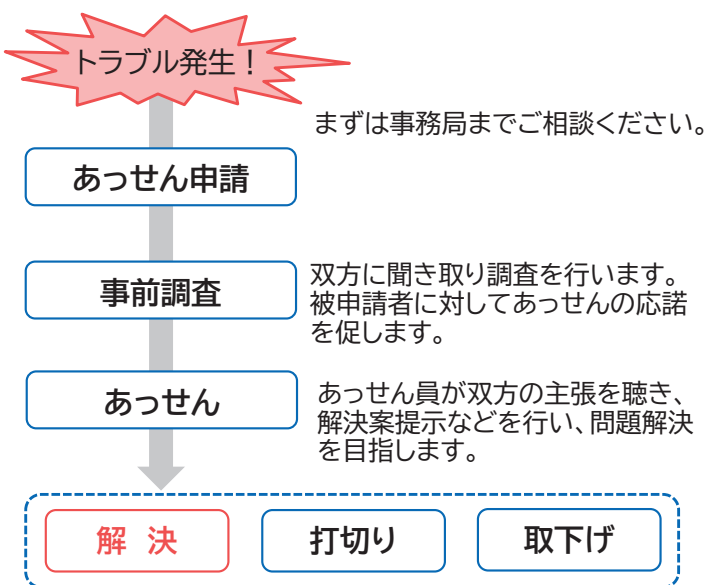
「あっせん」とは

労働者と使用者の間で労働に関するトラブルが発生し、自主的な解決が困難となった場合に、公益委員、労働者委員、使用者委員が「あっせん員」となり、公正・中立な立場で**双方の主張を確かめて、合意点を探りながら、話し合いによって解決されるよう支援する制度**です。

労働委員会の「あっせん」制度の特徴

- 秘密厳守** 「あっせん」は非公開で行い、秘密は厳守します。
- 無 料** 制度を利用する際の費用はかかりません。
- 丁寧
公正・中立** 公・労・使の三者構成により解決をサポートします。
- 手続き
簡単** 労働委員会に申請書を提出します。様式は県HPからもダウンロードできます。
- 労・使** 労働者、使用者のどちらからも申請できます。

「あっせん」の流れ



～まずは、お気軽にご相談、お問い合わせください。～

